



JASDAQ

平成 22 年 7 月 30 日

各 位

会社名 株式会社 フジトミ
代表者名 代表取締役社長 細金 英光
(JASDAQ・コード8740)
問合せ先 取締役業務本部長 新堀 博
電話 03-3209-5500

行政処分に関するお知らせ

当社は、本日、農林水産省及び経済産業省より、商品取引所法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）の規定に基づく行政処分を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

今回の処分により、当社のお客様、株主の皆様、関係者の方々に、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、役職員の法令遵守の徹底および内部管理体制の見直し・強化を図り、全社一丸となって、再発の防止と信頼の回復に努めて参ります。

記

1. 処分理由

平成21年11月5日から行われた法第157条第1項及び第231条第1項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第14条第1項の規定に基づく立入検査等の結果、法第214条の2第5項の規定に基づき提出した事故の確認申請書、商品取引所法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「施行規則」という。）第103条の2第3項の規定に基づく報告及び平成22年4月28日付けで当社が提出した「商品取引所法第231条第1項の規定に基づく報告について」において、次の事実が認められた。

(1) 「法第236条第1項第5号」の規定に該当する事実

法第214条に規定する不当な勧誘等の禁止に関し、次の事実が認められたこと。

- ① 同条第1号に該当する行為として、商品市場における取引等につき、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げてその委託を勧誘していたものがあったこと。
- ② 同条第3号に該当する行為として、商品市場における取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等その他主務省令で定める事項についての顧客の指示を受けないでその委託を受けていたものがあったこと。
- ③ 同条第5号に該当する行為として、商品市場における取引等につき、その委託を行わない旨の意思（その勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、その委託を勧誘していたものがあったこと。
- ④ 同条第9号に基づく施行規則第103条第7号に該当する行為として、商品市場における取引等の委託につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めていたものがあったこと。

(2) 「法第232条第1項」の規定に該当する事実

不当な勧誘等が多数認められ、営業部門等における法令遵守の徹底が必要と認められたこと。

2. 処分の内容

(1) 「法第236条第1項」の規定に基づく処分

商品取引受託業務の停止 4営業日（平成22年8月9日から同年8月12日まで）

ただし、具体的な業務停止の内容は以下のとおり。

① 初めの2営業日（平成22年8月9日から同年8月10日まで）

商品取引受託業務の停止。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア. 取引の決済を結了させる場合。

イ. 商品市場における取引の委託の取次ぎの委託を受ける商品取引員から委託者の計算による新規の取引を受託する場合。

② 続く2営業日（平成22年8月11日から同年8月12日まで）

新規顧客に対する受託に関することに限る。

(2) 「法第232条第1項」の規定に基づく業務改善命令

平成22年8月30日までに、商品取引受託業務の運営の改善のため、以下の措置を講ずること。

① 今般の法令違反の行為の責任の所在を明確にすること。

② 役職員に対し法令遵守を徹底するとともに、商品取引事故等の処理及び外務員指導に関する内部管理体制の充実・強化を図り、不当な勧誘行為等の再発を防止すること。

③ 商品取引事故等の発生原因について調査分析するとともに、事故等に関与した役職員に対する適切な処分等指導・管理体制を早急に整備し、再発防止のための措置を講ずること。

3. 今後の見通し

現段階で、今回の処分による業績への影響を予想することは困難でありますので、今後の経過を見ながら、業績予想の修正等が必要となった場合には、速やかに情報開示を行ってまいります。

以 上